

阿倍野歩道橋ネーミングライツパートナー企業募集要項

1. ネーミングライツ導入の目的

- ・大阪市建設局の管理する歩道橋を自主財源確保の観点から有効活用し、得られた収入を道路の維持管理に活用することを目的として、歩道橋の通称名の命名権（ネーミングライツ）について、事業の趣旨に賛同し、契約料を負担いただく企業等（以下「パートナー企業」という）を募集します。

2. ネーミングライツの募集対象

- ・阿倍野歩道橋（別添位置図参照）の通称名の命名権

3. 応募資格

- ・公共施設のパートナー企業にふさわしい法人、及び当該法人と本市との仲介業務を行うことができる広告代理業を営む法人を応募の対象とします。ただし、広告代理業を営む法人の場合は、具体的なパートナー企業の提示が必要となります。
- ・大阪市建設局歩道橋ネーミングライツ実施要領第4条に反する企業等は除きます。
- ・市税に係る徴収金に滞納がないこと、かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税に滞納がないことが必要です。

4. 契約期間

- ・契約期間は3年間とします。なお、契約日については、本契約締結までの間に両者の協議により決定します。

5. 契約料

（1）募集契約料

- ・本市が設定する最低契約料（非公開）以上で、価格提案書にて提案のあった契約料とします。

※なお、パートナー企業には契約料とは別に、6.（3）に示す名称標示等に係る諸経費をご負担いただきますのでご注意ください。

（2）契約料の納付

- ・契約料は、本市が通知する内容に基づき、納付期日までに納付するものとします。
- ・納付方法は、年度ごとに、本市の請求に基づき、各年度分を4月30日（土曜、日曜、祝日の場合は、その直前の平日）までに一括して前納することを基本とします。
- ・ただし、契約年度分の納付期限については、本市が請求を行った日から2週間以内を原則とします。

6. 名称及び標示方法

(1) 提案いただく通称名

- ・企業名、商品名を含む日本語及び英語アルファベットに限ります。(企業ロゴやマークの使用、フォント、色、大きさ等を指定した提案が可能)
- ・1文字の大きさは30cm×30cm(縦×横)を標準とし、歩道橋の形状や信号・標識の添架状況等を踏まえて協議により決定します。
- ・企業ロゴやマークについては、当該申込みをしたパートナー企業が権利を有する登録商標であることが前提となります。
- ・契約期間中の名称を変更することはできません。ただし、名称変更の必要性について特段の理由がある旨を説明し、本市の同意を得た場合は、この限りではありません。
- ・正式名称(主に地名など。別添「ネーミングライツ募集対象歩道橋一覧」のとおり)を含むものとします。(例:「企業名等+正式名称」)
- ・大阪市建設局歩道橋ネーミングライツ実施要領第5条を満たす名称とします。
- ・当該歩道橋等の管理に支障をきたさない名称とします。なお、建設局の業務上やむを得ない事由が生じた場合、歩道橋に標示している名称の一時撤去等を行う場合があります。

不適切なロゴ等デザイン提案の例:

- ・交通標識等と誤認させるようなデザイン(進入禁止マーク、信号の絵、矢印など)
- ・ドライバーの視線を不適切に誘導するもの(既存の標識等の標示と比べて著しく大きく目立ちすぎる、あるいは小さすぎるなど視認性に欠けるものなど)
- ・蛍光、反射性の塗料を用いたもの
- ・一般的に企業名、商品名とも理解され得ず、歩道橋の名称に冠するには不適切なもの(意味不明の記号や判読できないマークの羅列など)
- ・飲酒運転、危険運転を推奨、連想させるようなもの(酒を連想させる図案、ドクロマーク等)

(2) 歩道橋への名称標示

- ・標示位置は歩道橋の桁面とし、標示面積は1面で最大7㎡までとします。(別添「名称の標示位置」を参照)
- ・歩道橋の形状や信号・標識の添架状況等により、標示可能な位置が限られる場合があります。
- ・(別添「名称の標示位置」)以外の箇所に、新たに広告枠等を設置し、別途広告事業を募集することがあります。

(3) 名称の変更に伴う名称標示等にかかる諸経費の負担

- ・契約料とは別に、歩道橋への名称標示並びに契約期間満了後の当該標示除却に要する経費は、パートナー企業に負担いただきます。
- ・なお、名称標示の設置、除却については、パートナー企業が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受け、施工していただきます。
- ・名称標示の設置、除却に要する経費については、現地の立地や作業条件および交通量等を勘案の上、パートナー企業において算定してください。

(4) その他

- ・提案いただいた歩道橋の通称名標示のデザインの詳細については、本市が交通管理者等と協議したうえ、11. (1) に定める建設局広告等審査委員会において決定します。また、必要に応じて、パートナー企業に対してデザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

7. 名称使用開始時期

- ・両方で協議した使用開始日とします。

8. 申込み方法等

(1) 申込受付期間

- ・令和 7 年 6 月 10 日（火）から令和 7 年 9 月 1 日（月）まで
- ・受付時間は平日の午前 9 時から午後 5 時までとし、土・日・祝日等閉庁日は除きます。
- ・申込を受付け、応募資格が確認できた法人に「10・価格提案書の提出及び候補者の決定」の進捗を進めていただきます。

(2) 申込みに必要な書類

- ① 阿倍野歩道橋ネーミングライツ申込書（様式 1）
- ② 誓約書（様式 2-1、2-2）
- ③ 法人登記記載事項全部証明書
- ④ 印鑑証明書〔原本〕（発行日から 3 カ月以内のものに限る）
- ⑤ 企業概要の資料（様式自由）
- ⑥ 納税に関する証明書
 - ア 市税事務所の発行する全税目の納税証明書（「市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書（発行日から 3 カ月以内のものに限る））
 - イ 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（発行日から 3 カ月以内のものに限る）

※申込者とパートナー企業が異なる場合は、パートナー企業についても②～⑥を提出く

ださい。また、申込者へとネーミングライツに関する手続きを委任する旨の委任状（様式自由）を併せてご提出ください。

（３） 申込方法

・申込みに必要な書類をそろえて、電話にて受付日時を調整のうえ、受付場所に直接持参してください。

（受付は直接持参のみとし、送付、電話、FAX、インターネット等による受付は行いません。）

（４） 申込受付場所

- ・大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル1TM棟6階
大阪市建設局道路河川部道路課道路維持担当
- ・電話：（０６）６６１５－６７９２

（５） その他

- ① 申込書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 本市の指定する期限までに申込書類に必要事項を記入して提出しなかった場合は、応募資格がない者として、10. に示す価格提案を行うことはできません。
- ④ 申込等に係る費用は申込者の負担とします。
- ⑤ 申込書類を提出後に辞退する場合は、すみやかに[様式3]「辞退届」を8.（４）の申込受付場所まで持参により提出してください。

9. 募集要項に関する質疑書の提出及び回答

（１） 質疑書受付期間

- ・令和7年6月10日（火）から令和7年7月28日（月）まで
- ・ただし、受付時間は平日の午前9時から午後5時までとし、土・日・祝日等閉庁日は除きます。

（２） 質疑書の提出方法

- ・本市指定様式（様式4）により質疑書受付場所に持参もしくはFAX・メールしてください。

なお、FAX・メールの場合は、電話連絡等で必ず受付がされたかをご確認ください。

(3) 質疑書受付場所

- ・大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階
大阪市建設局道路河川部道路課道路維持担当
- ・電話：(06) 6615-6792
- ・FAX：(06) 6615-6582
- ・メール：la0085@city.osaka.lg.jp

(4) 回答方法等

- ・期限内に提出された質問に対する回答については、令和7年8月5日(火)に、建設局のホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>)で公表します。
- ・ただし、質問がなかった場合は掲載いたしません。

10. 価格提案書の提出及び候補者の決定

(1) 価格提案書の提出及び審査日時

- 提出：令和7年9月3日(水) 午後1時30分から午後2時まで
審査：令和7年9月3日(水) 午後2時から

(2) 価格提案書の提出場所

- ・大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階
大阪市建設局 入札室

(3) 提出書類等(当日持参するもの)

- ・価格提案書に記載の代表者と同一の者が価格提案書を提出する場合
 - ① 価格提案書(様式5)
 - ② 申込者の印鑑証明書に押印している印鑑【8.(2)③】
※申込者とパートナー企業が異なる場合は、申込者の印鑑証明書に押印している印鑑を持参してください。
- ・価格提案書に記載の代表者と異なる者が価格提案書を提出する場合
 - ① 価格提案書(様式5)
 - ② 委任状(様式6)
 - ③ 委任状(様式6)に押印している代理人の印鑑

(4) 価格提案書の提出方法

- ① 価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上(写しは不可)、封筒等には入れず四つ折りにし、入札箱に投函してください。

- ② 提出は、代理人が行うことができますが、その際には、委任状を価格提案審査当日に受付で提出してください。

※以下、価格提案書の提出を行った者を応募資格者とする。

(5) 価格提案書における提案価格（提案契約料）の表示

- ・ 提案価格は、1年間分の契約料（税込金額）を表示してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

- ・ 入札箱に投函された価格提案書は書換え、引換え又は撤回することはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の提出締切後直ちに応募資格者立ち会いのもとで行います。
- ② 応募資格者が価格提案審査に立ち会わないときは、本市が指定したもの（当該価格審査事務に関係のない本市職員）を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案審査に出席しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

提出された価格提案書のうち、次のいずれかに該当するものは無効とします。

- ① 本市が設定する最低契約料（非公表）を下回る価格によるもの
- ② 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの
- ④ 応募資格者の記名押印がないもの
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで価格提案したもの
- ⑥ 応募資格者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの
- ⑦ 応募資格者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの
- ⑧ 他の応募資格者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの
- ⑨ 提案価格又は応募資格者の氏名その他主要部分が識別しがたいもの
- ⑩ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの
- ⑫ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 優先交渉権パートナー企業候補者の決定

- ・本市が設定する最低契約料（非公表）以上の契約料を提示した者のうち、最も高い金額を提示した者を優先交渉権パートナー企業候補者として決定します。また、本市が必要と認める場合には、価格提案が有効であり、かつ金額が高い順に企業候補の順位を選定します。
- ・価格提案審査の結果、最低契約料以上の契約料を提示した者がいないときは、再度価格提案書の受付を直ちに行います。なお、回数については基本1回とし、その方法については、その都度本市から指示します。

(10) くじによる候補者の決定

- ① 最高となるべき同額の価格提案書の提出をした者が2以上あるときは、直ちにくじにより候補者及び次点企業を決定します。
- ② 当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（当該価格審査事務に関係のない本市職員）が応募資格者にかわってくじを引き、候補者及び次点企業を決定します。

(11) 価格提案審査結果の公表

- ・優先交渉権パートナー企業候補者を決定したときは、その事業者名及び決定価格を、優先交渉権パートナー企業候補者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募資格者に公表します。また、優先交渉権パートナー企業候補者決定後の問い合わせに対しては、優先交渉権パートナー企業候補者名及び決定価格を回答するとともに、ホームページに優先交渉権パートナー企業候補者名及び決定価格並びにすべての応募資格者名及び提案価格を掲載します。

(12) 価格提案審査の中止

- ・不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

11. 優先交渉権パートナー企業の決定

(1) 選定方法・選定基準等

- ・建設局広告等審査委員会にて別に定める審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき応募資格・提案内容等の審査（以下「審査」という。）を行い、優先交渉権パートナー企業を決定します。
- ・なお、必要に応じて審査基準による審査以外に建設局広告等審査委員会の審査により、優先交渉権パートナー企業を決定する場合があります。

(2) 選定結果の通知及び公表

- ・選定結果は、優先交渉権パートナー企業候補者に対して文書で通知します。また、決定された優先交渉権パートナー企業については、本市の広報媒体を通じて公表します。

12. 優先交渉権パートナー企業の決定から契約まで

- ① 優先交渉権パートナー企業と本市は、契約に向けて協議を行います。
- ② 優先交渉権パートナー企業に選定された者に不適切な事由が認められたときは、本市の判断で優先交渉権パートナー企業としての資格を失わせることができます。
- ③ 6.(4)に示す交通管理者との協議により、優先交渉権パートナー企業としての資格を失う場合があります。
- ④ 優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合には、10.(9)で選定した企業候補の順に優先交渉権パートナー企業候補者を選定します。
- ⑤ 優先交渉権パートナー企業がその資格を失った場合、本市は一切の賠償責任を負いません。

13. その他

- ① 募集開始日以降、本募集に関して、申し込み（予定を含む）者からの選定に関わる本市職員と接触することを禁じます。ただし、申込書の提出等、要項上当然に認められる行為を除きます。
- ② 阿倍野歩道橋には、今回のネーミングライツ以外に、本市の施策で広告事業、案内標識等の設置や、交通管理者による信号機等の設置が行われる場合がありますが、提案金額及び契約料の変更は行いません。また、損害賠償等は一切行いません。
- ③ 名称標示等にかかる一切の作業及び経費は全てパートナー企業の負担とします。

14. 担当

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局道路河川部道路課道路維持担当

電話：(06) 6615-6792

FAX：(06) 6615-6582